

看 護 課

1. 看護職員の確保及び資質向上対策について

(平成19年度予算案)

看護職員の養成・確保を図るため、平成19年度予算(案)においては、資質の向上、離職の防止・再就業の促進、養给力の確保などを行うため、83億5千7百万円を計上している。

(資質向上)

看護職員の資質の向上については、新人看護職員の実践能力と臨床現場が求める看護職員の能力との乖離があることが問題となっていることから、平成18年度において看護基礎教育の充実に関する検討会を開催し、教育内容の見直しを行っているところであり、また平成19年度においては、新人看護職員の研修のあり方について検討することとしている。このような課題を改善するために、新人看護職員の指導者に対する研修経費や、新人助産師の臨床能力を高める実務研修をモデル的に行う経費を確保してきており、新人看護職員の人材育成について医療機関等の積極的な取り組みを支援していただきたい。

また、医療制度改革の重要な柱である生活習慣病対策を推進する観点から、糖尿病患者に対する専門的な看護を行うための研修経費や、がん対策基本法を踏まえ、がん医療の均てん化を図るために、専門的ながん看護の実践者を育成する経費を確保してきているところであり、質の高い専門的な看護師育成事業の実施に積極的な取り組みをお願いしたい。

(離職防止・再就業支援)

看護職員の需給見通しは、平成22年までに離職防止および再就業の促進等により看護職員の確保を進めることとしたところであるが、昨年の診療報酬改定による看護職員配置の急激な変化に伴い、看護師確保対策をより充実する必要がある。中医協の建議においても看護職員確保に関して積極的に取り組むこととされており、各都道府県ナースセンター事業については、様々な医療機関や訪問看護ステーションにおいても就業促進が図れるよう、事業の積極的な取り組みをお願いしたい。

(訪問看護)

在宅医療の推進の観点から訪問看護を推進しているところであるが、在宅療養者のニーズを受け止めるためには、そのニーズに対応できる医療体制についても検討が必要である。このため、18年度から医療型多機能サービスを展開するための訪問看護に関する経費を確保しており、これらの経費を積極的に活用して訪問看護を活用した在宅医療の推進に積極的に取り組んでいただきたい。

(助産師確保対策)

なお、助産師確保対策については、看護課説明事項2で説明。

(1) 資質の向上

ア. 新人看護職員研修推進事業

卒業直後の新人看護職員については、看護基礎教育において指定規則に基づき所定の時間以上の臨地実習を行っているところであるが、医療機関に就職した時点においては、十分な臨床実践能力を有している状況にはなく、各医療機関で一定の研修を行うことが必要となっている。

このため、平成16年度新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会で取りまとめられた「新人看護職員研修到達目標及び研修指導指針等」を活用して、各医療機関の研修教育責任者、研修教育担当者に対し講習会を実施し、各医療機関にフィードバックすることにより、全国統一された新人看護職員研修の充実を図り、もって臨床技能の向上を図るため、平成18年度から、研修教育担当者等を対象とした実務研修事業を計上しているところである。

また、平成17年度に創設した新人助産師に対する医療安全推進モデル研修事業についても、平成18年度からは指導者を対象とした実務研修事業を計上しているところである。

新人看護職員研修教育担当者等及び新人助産師医療安全推進モデル研修事業の実務研修事業については、新人看護職員に対して十分な研修が可能な医療機関に直接委託し実施するものであるため、管下医療機関に対して当該事業の周知を図るとともに、今後、選定などの関与をしてもらいたいので積極的な支援を願いたい。

イ. 専門分野(がん・糖尿病)における看護師の育成について

がん疾患については診断技術・治療技術等は急激な早さで高度化しており、かつ複雑多岐に渡るとともに、患者に対する精神的なケアの重要性も益々高くなってきているところである。今後もこれらの診断技術・治療技術等を適正に維持するためには的確に対応できる臨床実践能力の高い看護師の育成・強化が強く求められているところであり、がん対策基本法においても、がん対策を総合的かつ計画的に推進することとされているところである。

また、糖尿病看護については、医療制度改革の重要な柱である生活習慣病対策を推進する観点から、糖尿病患者に対する専門的な看護は重要な役割を担っているところである。

このため、平成18年度から、臨床実務研修を実施することにより臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図るための事業を実施しているところである。

各都道府県におかれては、質の高い看護師の育成に向け、当事業の積極的な実施をお願いしたい。

ウ. 医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護の充実の検討

平成17年度に予算措置された委託事業であり、訪問看護推進事業の充実とあわせて、在宅療養者の多様なニーズに対応できる通所施設等に通う精神障害者や神経難病患者等への看護サービス、重度在宅療養者に対する通所サービス(介護保険対象者を除く)などといった医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護の充実強化のあり方について引き続き検討を行うものである。

各都道府県におかれては、訪問看護の推進のため、当事業の積極的な実施をお願いしたい。

エ. 新人看護職員研修のあり方に関する検討会について

「医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会まとめ(平成17年11月)」において、看護師の質を確保し、向上させるためには新人看護職員に対する研修について何らかの制度化をすることは不可欠であり、制度の在り方、実施に際しての課題について検討する必要があるとされていることから、平成19年度には、新人看護職員研修のあり方について検討を行うこととしている。

(2) 離職の防止・再就業の支援

ア. 看護職員確保のためのモデル事業

在院日数の短縮、医療の効率化などから看護職員の業務密度、業務負担が高まっており、また、労働市場が流動化していることから、今後、再就業への啓発普及や研修の充実等が一層求められることとなるため、ナースバンク事業を強化する必要がある。

特に看護職員の確保が困難な地域等においては、都道府県ナースセンターが実施している看護力再開発講習会等と連携を図り、平成18年度から、看護師の確保が困難な地域・医療機関の看護師確保モデル事業として、教育研修が充実している病院で潜在看護師等に対して臨床実務研修を行うことや、病院から看護職員の確保が困難な医療機関に、指導看護師と研修看護師を派遣し、臨床実務研修を実施することにより就業の促進を図っているところである。

各都道府県におかれては、再就業の促進等を含む看護職員の確保に向けた当事業の積極的な実施をお願いしたい。

イ. ナースセンター事業

中央ナースセンターについては、全国の看護職員の求人・求職情報を一括管理し、利用者の利便性の向上を図っているところであるが、平成19年度には新たに、出産や育児等のため通常の3交替制勤務が困難な看護職員や潜在看護職員の就業促進を図るため、看護職員が多様な勤務形態で就業している医療機関の人事、労務管理に関する事例集を作成し、他の医療機関の人事、労務担当者に対する普及研修を行う「看護職員の多様な勤務形態による就業促進事業」を確保し、潜在看護職員の再就業に向けた取り組みの充実・強化を図ることとしたところである。

(3) 養成力の確保

看護師等養成所運営事業

看護師学校養成所2年課程（通信制）については、平成16年度から開始し、平成16年度は3校、平成17年度は8校、平成18年度には6校（あわせて1学年定員4,560名）が開校したところであり、平成19年度には1校（1学年定員100名）の開校が予定されているところである。

当該通信制では働きながら学習ができるようにし、臨地実習として紙上事例演習、面接授業、病院見学実習の方式を取り入れたが、当然のことながら通常の2年課程と同様の教育理念、教育水準が求められる。准看護師として就業されている看護職員の方からは強い期待が寄せられているので、各都道府県におかれては引き続き、関係者に通信制の設置を広く呼びかけられるとともに、設置予定者に対して、適切な指導、支援をお願いしたい。

(4) 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）

- ① 訪問看護推進事業
- ② 看護職員資質向上推進事業
 - ・看護教員養成等講習会、実習指導者講習会
 - ・看護職員専門分野研修事業、中堅看護職員研修事業
- ③ 看護職員確保対策特別事業
- ④ 病院内保育所運営事業
- ⑤ 設備整備関係

看護師等養成所初度設備整備

看護師等養成所教育環境改善設備整備

※④ 病院内保育所運営事業については、平成19年度から、児童数の基準を緩和（4人以上→2人以上）することとしている。

医療提供体制施設整備交付金

- ① 看護師等養成所施設整備
- ② 看護師宿舍施設整備
- ③ 看護師勤務環境改善施設整備

(5) 一般財源化されている事業について

看護師等修学資金貸与事業、都道府県ナースセンター事業、看護師等養成所運営事業（公立・公的立）、病院内保育所運営事業（公立・公的立）は一般財源化されているところであるが、各事業の重要性に鑑み看護職員確保対策に支障が生ずることのないよう各都道府県における必要な予算の確保について引き続き尽力をお願いする。

2. 助産師確保対策について

助産師確保対策については、特に産科診療所に就業する助産師を確保することが喫緊の課題となっており、そのための対策として、診療所の看護師を中心に助産師資格を取得するための定時制の助産師養成所の開校を促進することとしており、その開校準備に係る経費を新たに確保したところである。

また、産科診療所への就業を促進するために潜在助産師等に対する臨床実務研修を実施する経費等を確保しているところである。助産師養成所の開校に向けた適切な支援と、産科診療所に対する助産師確保に関する事業の強化をお願いしたい。

(1) 助産師養成の強化について

助産師確保総合対策の一環として、平成18年度から助産師養成所に対する運営費補助の充実として、部外講師謝金、実習施設謝金に係る経費の増額を行ったところであるが、平成19年度には、産科診療所等に働く看護師が、助産師資格を取得しやすくするため、助産師養成所（定時制）開校促進事業を創設したところである。

各都道府県におかれては、助産師養成所の設置や養成力の確保に向け、当事業の積極的な実施をお願いしたい。

また、平成19年度助産師養成所の社会人枠等設置状況については、8校が実施し、定員は50名を超える予定である。

各都道府県におかれては、社会人入学枠の導入に向けて積極的な支援をお願いしたい。

(2) 助産師確保総合対策事業

周産期領域における医療安全の確保に向けた体制整備は重要な課題であり、特に助産師は、安心、安全な出産のために重要な役割を担っている。

助産は、医師又は助産師しか行うことのできない業務であるが、出生の施設別出生割合に比して診療所における助産師の配置が少なく、医師のみの対応だけでは困難な場合があることから、助産師の確保に向けての体制整備が喫緊の課題となっている。

このため、平成18年度から、助産師の産科診療所への就業を促すための啓発普及事業を実施するとともに、潜在助産師等を対象に臨床実務研修を行い、臨床実践能力の高い助産師を育成し、産科診療所への就業の促進を図るためのモデル事業を実施しているところであり、平成19年度では、実施か所数を増やし事業の充実を図って行くこととしている。各都道府県におかれては、助産師の就業促進・確保に向け、当事業の積極的な実施をお願いしたい。

3. 制度改正について

平成18年の医療制度改革において、国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制を確立するため、患者の視点に立った制度全般にわたる改革が行われることとなった。以上の様な観点から、看護職員についても、その資質の向上等のため、以下の事項について制度的措置をとることとされた。

各都道府県におかれては、制度改正の趣旨を御理解いただき、改正後の新制度が円滑に実施されるよう、周知等も含め、格段の御協力をお願いしたい。

① 看護師資格を持たない保健師及び助産師の看護業務への対応

看護師資格を持たない保健師及び助産師が現状以上に看護業務に従事する可能性も否定できないことから、新たな保健師及び助産師の免許付与について、看護師国家試験合格を条件とする。（保健師助産師看護師法の改正。平成19年4月施行。）

② 保健師、助産師、看護師及び准看護師の名称独占

医療の質・安全の確保、他の医療関係職種との整合性の確保、患者に対する正しい情報提供の確保等の観点から、保健師、助産師、看護師、准看護師について、業務実施の際に限らない名称独占規定を新たに設けることとする。（保健師助産師看護師法の改正。平成19年4月施行。）

③ 行政処分を受けた看護職員に対する再教育

国民の医療への安心・信頼を確保する観点から、行政処分を受けた看護職員について、基本的には医師等と同様、再教育の義務化や行政処分の類型の見直し（処分類型「戒告」の新設）等を行う。（保健師助産師看護師法の改正。平成20年4月施行。）

④ 助産所における嘱託医師及び連携医療機関

嘱託医師について、助産所助産師と連携して健やかなお産に導く役割が期待されていることから、産科の医師とする。その上で、連携医療機関を確保し、十分な後方支援を行うことができるようにする。（医療法の改正及び運用による対応。平成19年4月施行。）

⑤ 看護記録

特定機能病院及び地域医療支援病院以外の病院についても、その備えるべき診療の諸記録に看護記録を追加する。（医療法施行規則の改正）

4. 看護研修研究センターの看護教員養成等について

看護研修研究センターは、看護教員養成及び看護教育に関する調査・研究を行う機関として昭和52年に設立され、看護教員養成課程並びに幹部看護教員養成課程を設置している。看護師等養成所の教員養成研修機関として中心的役割を果たすとともに、看護教育に関する研究活動を行っている。

平成18年度までの研修修了者は、累計3,674名が見込まれる。

平成19年度における各課程ごとの定員は、次のとおりである。

看護教員養成課程	120名
----------	------

うち	{	看護師養成所教員専攻	105名程度
		保健師養成所教員専攻 (平成19年度は休講)	
		助産師養成所教員専攻	15名程度

幹部看護教員養成課程	40名
------------	-----

合	計	160名
---	---	------

また、看護基礎教育における安全教育推進のための看護師等養成所教員に対する医療事故防止教育研修及び看護教員の資質の向上を図るための看護教員再教育講習会についても、引き続き開催する予定としているので、よろしくお願ひしたい。

これら講習会の実施時期等の詳細については、追って連絡する予定であるので、ご了承願ひたい。